

四 交通安全対策特別交付金について

1 概要

交通安全対策特別交付金とは、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市町村に年2回（9月、3月）交付されるものである（道路交通法附則第16条、同第17条、同第18条）。その用途は、「交通安全対策特別交付金等に関する政令」に定めらるるものに限定されている。

2 沿革

（1）創設

道路交通法の一部を改正する法律（昭和42年8月1日法律第126号）の制定により、昭和43年7月1日から一定の道路交通反則行為に対して交通反則通告制度が実施され、通告処分による反則金に係る国庫の収入相当額を交通安全対策特別交付金として、当分の間、地方公共団体に交付し、交通安全対策施設を充実させることとした。

（2）改正

① 昭和49年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大
- ・ 交付金の最低交付限度額の引き上げ

② 昭和51年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大

③ 昭和56年度及び昭和57年度

- ・ 交付金の最低交付限度額の引き上げ

④ 昭和58年度

- ・ 地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和58年法律第36号）の制定及び関係法律、政令等の改正により、9月と3月の年2回に分けて交付されることとなった。また、普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に算入されることとなった。

⑤ 昭和61年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大

⑥ 昭和62年度

- ・ 地方公共団体における交通安全施設整備の均衡のとれた推進を図るため、配分要素として新たに「改良済道路延長」が加えられ、配分割合が「交通事故発生件数」を4分の2、「人口集中地区人口」と「改良済道路延長」をそれぞれ4分の1とすることに改められた。

⑦ 平成3年度

- ・ 交付金の用途対象施設の拡大

- ⑧ 平成 8 年度
 - ・ 交付金の使途対象施設の拡大
- ⑨ 平成 16 年度
 - ・ 交通安全対策特別交付金に係る国の報告徴収及び国への返還の規定を廃止
- ⑩ 平成 19 年度
 - ・ 道路法の規定に基づき、一般国道又は都道府県道を市が特例的に管理する場合についての交付基準の追加
- ⑪ 平成 23 年度
 - ・ 道路法の規定に基づき、都道府県道を町村が特例的に管理する場合についての交付基準の追加

3 岡山県の交付状況

令和 4 年度交通安全対策特別交付金の市町村分総額は、351,893 千円（対前年比 5.75%減）であり、岡山県基準額は、697,179 千円（対前年比 5.17%減）となっている。令和 3 年度及び令和 4 年度の交付団体、交付金額は第 26 表のとおりである。

4 市町村交付額の算出方法

指定都市以外の市町村交付額（千円未満切り捨て） =

$$\begin{aligned}
 & \text{(県基準額－指定都市の指定都市基準額)} \times \frac{1}{3} \times \\
 & \left\{ \frac{\text{当該市町村における交通事故の発生件数}}{\text{県内の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数}} \times \frac{2}{4} + \right. \\
 & \frac{\text{当該市町村の人口集中地区人口}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数}} \times \frac{1}{4} + \\
 & \left. \frac{\text{当該市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{県内の指定都市以外の市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長の合計}} \times \frac{1}{4} \right\}
 \end{aligned}$$

ただし、道路法第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により、一般国道又は都道府県道の管理を行う市及び都道府県道の管理を行う町村への交付額は、次の式によって算定した額を加算する。

市町村交付額加算分（千円未満切り捨て） =

$$\text{(県基準額－指定都市の指定都市基準額)} \times \frac{5}{12} \times$$

$$\left\{ \frac{\text{当該市町村における交通事故の発生件数}}{\text{県内の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該市町村の人口集中地区人口}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数}} \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該市町村の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路の延長}}{\text{県内の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路延長の合計}} \times \frac{1}{4} \right\}$$

$$\times \frac{\text{当該市が道路法第 17 条第 2 項の規定により管理する一般国道及び県道に係る改良済道路延長} \\ \text{又は 当該町村が同条第 3 項の規定により管理する県道に係る改良済道路延長}}{\text{当該市の区域内の一般国道及び県道に係る改良済道路の延長}}$$

$$\underline{\text{指定都市交付額 (千円未満切り捨て)}} = \text{指定都市基準額} \times \frac{3}{4}$$

$$* \text{指定都市基準額 (千円未満切り捨て)} = \text{県基準額} \times$$

$$\left\{ \frac{\text{指定都市における交通事故の発生件数}}{\text{県における交通事故の発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{指定都市の人口集中地区人口}}{\text{県の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \frac{\text{指定都市の区域内の改良済道路の延長}}{\text{県の区域内の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\}$$

(注) 交通事故の発生件数：当該年度の前年及び前々年に発生した交通事故件数
 人口集中地区人口：最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口
 改良済道路の延長：前年度の4月1日以前において、供用の開始があった道路のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長

なお、9月に交付すべき交通安全対策特別交付金の額が25万円未満となる市町村に対しては、当該年度において交通安全対策特別交付金を交付しないこととなっている。

第26表 交通安全対策特別交付金市町村別内訳表

(単位:千円)

市町村名	9月交付額			3月交付額			9月+3月交付額		
	令和4年度	令和3年度	増減	令和4年度	令和3年度	増減	令和4年度	令和3年度	増減
岡山市	114,653	121,532	△ 6,879	99,126	107,882	△ 8,756	213,779	229,414	△ 15,635
倉敷市	37,463	37,043	420	32,390	33,286	△ 896	69,853	70,329	△ 476
津山市	5,730	6,149	△ 419	4,954	5,348	△ 394	10,684	11,497	△ 813
玉野市	2,820	3,105	△ 285	2,438	2,661	△ 223	5,258	5,766	△ 508
笠岡市	2,372	2,842	△ 470	2,051	2,299	△ 248	4,423	5,141	△ 718
井原市	2,186	2,450	△ 264	1,890	2,153	△ 263	4,076	4,603	△ 527
総社市	4,076	3,932	144	3,524	3,627	△ 103	7,600	7,559	41
高梁市	1,560	1,751	△ 191	1,349	1,533	△ 184	2,909	3,284	△ 375
新見市	2,127	2,584	△ 457	1,839	2,008	△ 169	3,966	4,592	△ 626
備前市	1,168	1,256	△ 88	1,010	1,114	△ 104	2,178	2,370	△ 192
瀬戸内市	1,288	1,194	94	1,114	1,059	55	2,402	2,253	149
赤磐市	2,571	2,747	△ 176	2,222	2,321	△ 99	4,793	5,068	△ 275
真庭市	1,852	1,976	△ 124	1,601	1,752	△ 151	3,453	3,728	△ 275
美作市	1,531	1,608	△ 77	1,324	1,426	△ 102	2,855	3,034	△ 179
浅口市	1,175	1,316	△ 141	1,015	1,167	△ 152	2,190	2,483	△ 293
市計	182,572	191,485	△ 8,913	157,847	169,636	△ 11,789	340,419	361,121	△ 20,702
和気町	546	591	△ 45	472	524	△ 52	1,018	1,115	△ 97
早島町	1,083	871	212	936	977	△ 41	2,019	1,848	171
里庄町	425	363	62	368	322	46	793	685	108
矢掛町	691	740	△ 49	597	656	△ 59	1,288	1,396	△ 108
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	590	656	△ 66	510	582	△ 72	1,100	1,238	△ 138
勝央町	472	524	△ 52	408	464	△ 56	880	988	△ 108
奈義町	329	363	△ 34	284	322	△ 38	613	685	△ 72
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	343	503	△ 160	297	446	△ 149	640	949	△ 309
美咲町	987	1,029	△ 42	853	912	△ 59	1,840	1,941	△ 101
吉備中央町	688	744	△ 56	595	660	△ 65	1,283	1,404	△ 121
町村計	6,154	6,384	△ 230	5,320	5,865	△ 545	11,474	12,249	△ 775
県計	188,726	197,869	△ 9,143	163,167	175,501	△ 12,334	351,893	373,370	△ 21,477

岡山県交付基準額	373,907	389,599	△ 15,692	323,272	345,598	△ 22,326	697,179	735,197	△ 38,018
うち市町村分	188,726	197,869	△ 9,143	163,167	175,501	△ 12,334	351,893	373,370	△ 21,477